

報道発表資料

納税にお困りの方向けの電話相談窓口 「国税局猶予相談センター」の開設について

1. 「国税局猶予相談センター」の開設

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、これまでも、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、納税の猶予などの納税緩和措置を迅速かつ柔軟に適用してきたところです。

今後、新たな猶予制度の導入が予定されているほか、3月決算の法人による相談・申請が多く発生すると見込まれることから、国税庁においては、引き続き、迅速かつ柔軟な対応ができるよう、これまでの取組に加えて、4月21日（火）より、猶予制度に関する質問や相談を専門に電話で受け付ける「国税局猶予相談センター」を開設します。

国税の納付が困難なご事情のある納税者におかれては、まずは、国税局猶予相談センターにお電話をいただくようお願いいたします。

【受付時間】9：00～17：00（土日祝日除く。）

2. 納付相談や猶予申請に当たってのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たっては、「3つの密」を防止することが重要とされており、国税庁においても、これまで、税務署の窓口混雑を防止するため、確定申告期限を延長するなどの取組を行ってきたところです。

ついては、猶予の相談・申請に当たりましても、税務署の窓口混雑を防止するため、以下の点について納税者の皆様にご協力をいただきたいと考えております。

○ ご協力をいただきたい事項

① 猶予のご相談はまずはお電話で

- ・ 一般的な質問等については、国税庁ホームページにFAQが掲載されておりますので参考としてください。

※ 国税庁ホームページURL https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

- ・ 猶予についてご相談のある方は、まずは、「国税局猶予相談センター」にお電話（後添の参考を参照）でご相談ください。

② 猶予の申請は郵送かe-Taxで

- ・ 猶予の申請書と記載方法は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、e-Taxによる電子申請や郵送による申請をお願いします。

- ・ やむを得ず来署される場合は、電話により混雑状況を確認の上お越しく下さい。窓口が混雑した場合は、申請書の提出のみ受け付けます（補完等が必要な場合は、後日、税務署から連絡いたします。）。

(参考) 国税局猶予相談センターの連絡先

国税局(所)名	電話番号	管轄している都道府県名
札幌国税局	011-261-2251	北海道
仙台国税局	022-204-5937	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越国税局	048-615-3007	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
東京国税局	03-6672-3503	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
金沢国税局	076-200-6333	富山県、石川県、福井県
名古屋国税局	052-968-5118	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪国税局	06-6630-3680	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島国税局	082-511-0512	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松国税局	087-806-0040	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡国税局	092-474-6050	福岡県、佐賀県、長崎県
熊本国税局	096-206-9996	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄国税事務所	098-942-5501	沖縄県

※ 通話料金がかかります。